

- 東京 2020 応援プログラム(申請予定) -
平成 30 年度 スポーツ少年団全国一斉活動 実施要項

1. 趣旨

日本スポーツ少年団は、1964 年東京オリンピック競技大会の開催を 2 年後に控えた 1962 年、青少年へのオリンピック・ムーブメントの正しい理解啓発などを目標とした「オリンピック青少年運動」の取組みを背景に「スポーツによる青少年の健全育成」を目的として創設されて以来、地域社会に根差した青少年団体として、スポーツ活動を中心としながら、文化活動、奉仕活動、野外活動等により、青少年の成長を促す幅広い活動を行ってきた。

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会開催を契機に、「スポーツで人々をつなぎ、地域づくりに貢献する」という理念の一つに基づき、全国各地で実施する美化活動、環境ボランティア活動、平和活動、国際交流活動などの社会貢献活動を通して、オリンピック・パラリンピック・ムーブメントへの理解を深める活動を実施する。

なお、本活動では全国のスポーツ少年団の活動を時間(分)×人数(人)で集計し、第 1 回オリンピック競技大会(アテネ)から第 32 回オリンピック競技大会(東京)までの期間にあたる約 125 年分の活動となることを目標とする。

2. 主催

公益財団法人日本体育協会 日本スポーツ少年団
都道府県体育（スポーツ）協会 都道府県スポーツ少年団
市区町村体育（スポーツ）協会 市区町村スポーツ少年団
単位スポーツ少年団

3. 活動内容

都道府県・市区町村・単位スポーツ少年団（以下、各級スポーツ少年団）が、自らの活動の中心となる都道府県、市区町村において、社会貢献活動や地域のスポーツ少年団同士の交流活動等を実施する。

- (1) 清掃・美化・環境保全活動（例：地域における清掃活動等）
- (2) 複数の単位団が関わる交流活動（例：市区町村や都道府県内外の単位団による交流活動等）
- (3) 国際交流活動（例：海外からの青少年とのスポーツ交流等）
- (4) スポーツボランティア活動（例：地域の方を対象にしたスポーツ体験活動等）
- (5) 障がい者スポーツ、障がい者への理解を深める活動（例：障がい者スポーツ体験等）
- (6) 平和学習活動（例：平和について考えるディスカッション等）
- (7) その他、地域社会に貢献する活動

※各級スポーツ少年団が主催し(主体となり)、以下の活動申請を行った活動が本一斉活動の対象となります。なお、他の団体が主催する関連活動への参加は対象となりません。

4. 活動実施期間

平成 30 年 4 月 1 日(日)～平成 30 年 12 月 31 日(月)を実施期間とし、活動実施期間に応じて以下の通り申請及び報告を行うものとする。

【活動実施期間】	【活動申請期限】	【活動実績報告期間】
○H30.4/1～5/31 に実施の場合	H30.2/28 まで	H30.4/1～H31.1/7
○H30.6/1～7/31 に実施の場合	H30.4/30 まで	H30.6/1～ H31.1/7
○H30.8/1～9/30 に実施の場合	H30.6/30 まで	H30.8/1～ H31.1/7
○H30.10/1～11/30 に実施の場合	H30.8/31 まで	H30.10/1～ H31.1/7
○H30.12/1～12/31 に実施の場合	H30.10/31 まで	H30.12/1～ H31.1/7

※具体的な地域における活動日及び活動内容は、各級スポーツ少年団において決定するが、スポーツ少年団創設日の「6 月 23 日」を活動実施基準日、その前後 1 週間を活動強化週間とする。

5. 活動参加対象者

- (1) 平成 30 年度スポーツ少年団登録団員、指導者、役職員
- (2) (1)の登録者が所属する各級スポーツ少年団等の活動に参同する地域や保護者の方々等

6. 活動参加方法

【活動申請】

各級スポーツ少年団にて公益財団法人日本体育協会オンラインシステムから取組の申請をお願いします。

日本体育協会ホームページ (<http://www.japan-sports.or.jp/>) ⇒ スポーツ少年団 ⇒ 「スポーツ少年団全国一斉活動」 ⇒ 活動申請フォーム

【活動報告】

各級スポーツ少年団にて活動実施後、公益財団法人日本体育協会オンラインシステムから取組の報告をお願いします。

日本体育協会ホームページ (<http://www.japan-sports.or.jp/>) ⇒ スポーツ少年団 ⇒ 「スポーツ少年団全国一斉活動」 ⇒ 活動実績報告フォーム

※申請完了後に「apply@japan-sports.or.jp」から受付完了メールが自動的に送信されます。ご使用のメーラーの設定（迷惑メールブロック）等により受信できないことがあるため、「@japan-sports.or.jp」からのメールが受信されるように許可設定をお願いします。

7. 東京 2020 応援プログラムへの認証について

(1)本活動申請時に同意をいただいた場合は、公益財団法人日本体育協会が取りまとめを行い、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会へ「東京 2020 応援プログラム」としての認証申請を行います。その場合、活動申請及び報告の際にいただいた情報を組織委員会へ提供します。

(2)「東京 2020 応援プログラム」として活動認証を受けるには「東京 2020 大会スポンサー」である企業・団体以外から援助を受けていないことが条件となります。

(<https://tokyo2020.jp/jp/organising-committee/marketing/sponsors/>)

※企業・団体からの援助（金銭及び物品の提供等）とは、認証を希望する活動に限定した援助を指し、他の活動や日常のスポーツ少年団活動全般に対する援助は含まれません。

(3)上記「4. 期間」に定める期間内に公益財団法人日本体育協会へ活動申請が行われ、組織委員会によって認証された活動が「東京 2020 応援プログラム」として認められます。また、公益財団法人日本体育協会へ活動申請及び活動報告が行われた活動のみを「東京 2020 応援プログラム」として日本体育協会が集計します。

(4)活動申請時に併せて組織委員会の定める「東京 2020 参画プログラム」の趣旨・概要についてもご確認ください。（<https://tokyo2020.jp/jp/get-involved/certification/about/>）

8. その他

- (1) 活動申請及び報告は年度毎に 1 団につき 1 度とし、複数回の申請及び報告が同一団名により行われた場合は、最も申請及び報告が新しい活動を対象とする。
- (2) 活動に参加した（活動申請及び報告のあった）全団には平成 31 年度スポーツ少年団登録認定物品とともに参加証を送付する。（参加人数に関わらず参加証は 1 枚とする。）
- (3) 日本スポーツ少年団は報告結果を集計し、ホームページで公表する。
- (4) 都道府県、市区町村スポーツ少年団は可能な限り、地元メディア等への広報活動を実施することが望ましい。
- (5) 各級スポーツ少年団においては、本活動を契機として、継続した社会貢献活動を実施することが望ましい。
- (6) 活動申請及び報告にあたって収集した情報、写真等については、公益財団法人日本体育協会のホームページや各種報告書において利用することがある。なお、この個人情報、参加者の同意なしに、第三者への開示・提供は行わない（法令などにより開示を求められた場合を除く）。
- (7) 活動時は会場に応急手当用の医療品や AED を配備する、緊急時に対応される医療機関を確認する等の安全対策を行うこと。
- (8) 活動に関わる費用は各級スポーツ少年団にて負担すること。

<問合せ先>公益財団法人日本体育協会 地域スポーツ推進部 少年団課

〒150-8050 東京都渋谷区神南 1-1-1

TEL : 03-3481-2222 FAX : 03-3481-2284 E-mail : jisa@japan-sports.or.jp

「公益財団法人日本体育協会」は平成 30（2018）年 4 月 1 日から
「公益財団法人日本スポーツ協会」に名称を変更します。